破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０５号
沖縄県南城市佐敷字津波古179番地、開始決定時の住所沖縄県那覇市首里赤平町２丁目39番地２
破産者　三島　義人
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４９号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目12番１―103号、前住所福岡県糸島市池田404番地の１
破産者　武石　信美
1　決定年月日　平成24年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０号
兵庫県多可郡多可町加美区門村244番地
破産者　杉原　政由
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１３９１号
名古屋市中川区西日置１丁目８番16号　メゾンサンウェスト302号、開始決定時の住所札幌市中央区大通西16丁目１番地15　カーサ医大前601号
破産者　根尾　直子
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０５号
札幌市中央区南２条西25丁目２番29号　幸栄ハイツ101号、開始決定時の住所札幌市中央区伏見１丁目２番25―105号
破産者　津原　美和
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３０６号
札幌市豊平区西岡３条10丁目３番21号
破産者　澤村　明憲
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２号
岩手県北上市鬼柳町新井田102番地５
破産者　高橋　清正
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２５号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根827番地６　幸福荘203号
破産者　冨岡　良三
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８１５号
福岡市中央区大手門３丁目９番８―302号、前住所福岡市中央区舞鶴１丁目６番８―302号
破産者　山下ひと美（旧姓江口）
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２２４号
福岡県太宰府市長浦台２丁目３番11号
破産者　中村　忠夫
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９５号
熊本県菊池郡大津町大字大津1526番地18
破産者　竹上　文隆
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５５６号
福岡市早良区賀茂３丁目２番27―403号
破産者　江波喜久夫
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８３９号
横浜市鶴見区下末吉６丁目16番７―406号
破産者　大江　隆功
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３０号
川崎市川崎区殿町２丁目５番15号　マイタックスⅠ102、開始決定時の住所横浜市青葉区桂台２―８―６　グリーンプラザ鈴木105
破産者　中村　知司
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９０号
横浜市緑区鴨居１丁目４番８号　301号、開始決定時の住所横浜市港北区日吉本町２丁目11番１号
破産者　栗原　利治
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９１号
横浜市緑区鴨居１丁目４番８号　301号、開始決定時の住所横浜市港北区日吉本町２丁目11番１号
破産者　栗原　瑞穂
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部